

令和6年度 学校における医療的ケア実施業務委託（その3）仕様書

1 業務目的

医療的ケアを必要とする児童及び生徒（以下「医療的ケア児」という。）の安全安心な学習環境を確保するとともに、現在医療的ケアを実施している保護者の負担軽減を図るため、訪問看護師を派遣する医療的ケア事業を実施する。

2 業務実施場所

医療的ケア児が在籍する那覇市立の小学校及び中学校（以下「実施校」という。）

3 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

※契約の日から3週間以内（保護者、実施校及び教育委員会との調整が整い次第、速やかに）に医療的ケアの実施を開始すること。

医療的ケアの実施開始の際は、一定期間保護者が付添い主治医の指示内容の確認や具体的な手技の引継ぎ等を行う。

また、医療的ケア実施開始前に行われる、医療的ケア児の状態確認や保護者・学校との調整等のための看護師の派遣についても、委託料を支払う対象とする。ただし、その場合は事前に教育委員会と調整するものとする。

4 対象の医療的ケア児及び医療的ケア児の状態等

別添の「令和6年度 医療的ケア実施予定一覧」参照

学校名や医療的ケア児の状態等については、教育委員会学校教育課窓口で閲覧することができる。

5 業務内容

（1）医療的ケアの実施（看護師の派遣）

実施校に看護師を派遣し、医師の指示書に基づく医療的ケアの実施や健康管理、その他必要な看護及び生活支援（介助）等を行う。

また、医療的ケア児の病状や特性に合わせ、児童自身の自立支援を行う。

- ・ 主治医の指示書に基づいた医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケア児の健康観察
- ・ 医療的ケア児の日常生活上の支援
- ・ 医療的ケアの実施内容の記録及び報告

（毎月の報告は教育委員会所定の様式で行うが、それとは別に訪問看護記録（様式は自由）などを整備し、教育委員会から提出を求められた際には速やかに提出すること。）

- ・ 医療的ケア児の保護者及び担任等学校職員との連絡及び情報交換
- ・ 派遣時間中における緊急対応に必要と認められること

- ・その他医療的ケアを実施する際に必要と認められること

(2) 相談・助言、その他支援業務

実施校において、医療的ケア児の保護者や担任等学校職員からの相談に応じるとともに、必要に応じて助言やその他の支援を行う。

- ・医療的ケア児の医療的ケア実施マニュアルの作成
- ・学校が作成する緊急時対応マニュアルに対する助言及び支援
- ・医療的ケア児の健康・安全の確保への協力（実施校への情報提供及び職員との連携に努める）

6 業務日及び業務時間 ★別添の「令和6年度 医療的ケア実施予定一覧」参照

(1) 医療的ケアの実施日（派遣日）

実施校の開校日の平日（土曜日、日曜日、祝日等）に実施される学校行事は看護師派遣の対象外とし、1週あたり1日～2日の派遣とする。また、当該児童が登校しないことが前もってわかっている場合も看護師を派遣する必要はない。

校外学習等については、那覇市内で実施される場合については看護師の派遣対象とするが、那覇市外で実施される場合は対象外とする。ただし、那覇市外であっても受託者が対応可能であれば派遣することができる。

※校外学習等への当該児童の参加については、保護者、看護師（受託者）らと協議のうえ実施校の校長が決定することとする（当該児童の状態、活動内容や活動場所、緊急時の対応、保護者の付添いの有無等、当該児童の安全安心な活動に関わる必要な事項について協議する）。

参考：長期休業予定

学年始休業 令和6年4月1日(月)～4月7日(日)

夏季休業 令和6年7月21日(日)～8月25日(日)

秋季休業 令和6年10月12日(土)～10月20日(日)

冬季休業 令和6年12月26日(木)～令和7年1月5日(日)

学年末休業 令和7年3月20日(木)～3月31日(月)

(2) 医療的ケアの実施時間（派遣時間）

派遣時間は1日あたり1時間又は2時間とする。

(3) 1週あたり2日の派遣について

当面は週1日派遣とし、週2日派遣の開始については保護者と学校、教育委員会、受託者で協議して行う（週2日派遣開始の目途は6月以降：当該児童の状態や出席状況等を確認して協議して判断する）。

7 資格

医療的ケアを実施する者は、看護師の資格を有する者とし、5の業務内容を迅速かつ的確に処理及び対応できるものとする。

8 業務に従事する看護師の名簿提出及び名札の着用

- (1) ケア実施開始日の1週間前までに、業務に従事する看護師の名簿を提出すること。
提出した名簿に変更が生じたときは、速やかに変更後の名簿を提出すること。
- (2) 看護師は、業務従事中、名札を着用すること。

9 契約方法等

- (1) 契約は看護師の派遣時間1時間あたりの単価契約とする。
※那覇市から支払う委託料は、実際に学校に看護師を派遣した時間（1時間単位）の実績に基づいて算定し支払う。
※業務従事時間が1時間を超えた場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて算定するものとする。
 - (2) 前もって医療的ケア児が登校しないことがわかっている日については、看護師の派遣の必要はない。ただし、学校（又は保護者）は前日の13時までにその旨受託者に連絡するものとする。登校しない日の委託料については次のように取り扱う。
 - ・登校しない旨を前日の13時までに連絡したときは、委託料は発生しないものとする。
 - ・登校しない旨を前日の13時より後に連絡したときは、委託料は契約額（1時間単価）の全額を支払う。
 - (3) 台風等天災地変による臨時休業やインフルエンザ等による学校閉鎖・学級閉鎖については、前記（2）にかかわらず委託料は発生しないものとする。
 - (4) 別添の「令和6年度 医療的ケア実施予定一覧」は予定（実施見込み）であり、変更の可能性がある。変更については次のとおり取り扱う。
 - ・派遣日数が見込みより増える場合も看護師を派遣するものとする。ただし、人的配置等その他の理由により追加の派遣が難しい場合は教育委員会に申し出て追加部分の履行について辞退することができる。
 - ・年度途中に対象の医療的ケア児への看護師の派遣が不要となる場合は、それ以降の委託料は発生しない。
※本契約における、実施見込みの委託料の支払いを保証するものではない。
- ・医療的ケアの種類・内容に変更がある場合は、別に協議して定める。

10 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本業務の遂行における個人情報取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

別添

令和6年度 医療的ケア実施予定一覧 (その3)

	実施校名	性別	学校での主なケア	派遣する時刻の目安等
1	小学校	男	経鼻経管栄養 喀痰吸引・吸入 日常生活上の支援・その他状態管理(骨形成不全、水頭症)	派遣時刻：10時15分頃 派遣曜日：保護者と調整可能 派遣見込日数： <u>73日(5月中に週1回の派遣を開始し、6月からは週2回の派遣をした場合)</u>

※記載してある派遣時刻は目安であり、最終的には主治医の指示書に基づき医療的ケア児の状態や学校の時間割(日課)等を考慮し、保護者や学校と調整し決定する(曜日によって日課が違っている場合や学校行事等により日課が変更になる場合もあり、その際は派遣時刻も若干変わってくるが柔軟に対応すること)。

※保護者付添いの緩和(保護者不在)に関しては、医療的ケアの実施に関する具体的な引継ぎ等が行われた後、保護者が学校不在でも学校内での安全安心な医療的ケアが実施できる(当該児童の状態。派遣時間内に発生した緊急時や災害時の対応や学校体制等についての保護者・学校・受託者での役割分担等)体制が整っていることを確認して実施することになる。

★詳細(学校名や医療的ケア児の状態等)については、学校教育課窓口にて閲覧できます。